

お持ちの空き家が**売りやす**くなります

プロのチェックで**空き家に安心を!!**

「宅地建物取引業法」の一部が改正され、中古住宅の取引の際に既存住宅状況調査(空き家診断)に関する説明が宅地建物取引業者に義務化されました。それを受け、空き家診断の促進を図るため、補助制度を設けました。

1 空き家診断とは

建築士が空き家の基礎、外壁などに生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するための調査です。

※劣化・不具合に関して原因の特定や劣化等がないことの証明を行うものではありません。

※空き家診断は、既存住宅状況調査技術講習登録規定第2条第4項に規定する住宅状況調査のことです。

2 調査対象部分は

基礎、壁、柱、屋根など目視で状況が確認できる範囲で調査します。



3 空き家診断のメリットは

【売主側】

- ①引渡し後のトラブル回避
- ②競合物件との差別化が図れる

【買主側】

- ①より安心して購入の判断ができる
- ②メンテナンスの見通しが立てやすい

4 補助概要

- ①補助内容：空き家診断費用の一部を補助します
- ②補助対象空き家：越前おおの空き家情報バンクに登録している個人所有の空き家
- ③補助対象者：補助対象空き家の所有者
- ④補助金額：空き家診断費用の2/3 上限額 35,000円

6 申込方法

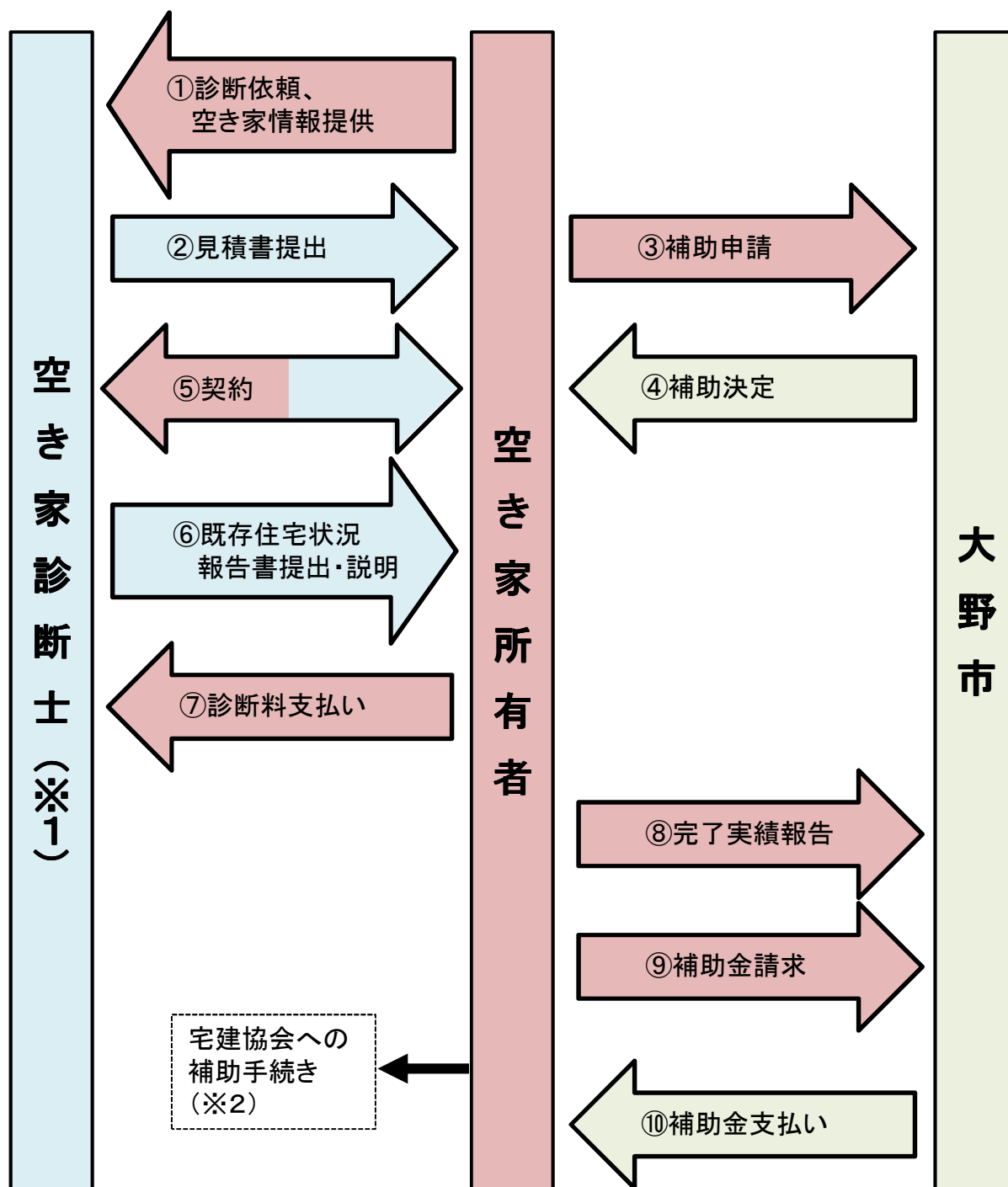
補助の申込については、申請書等に必要事項を記入の上、大野市産経建設部建築営繕課まで提出ください。

※予算枠等がありますので、必ず**空き家診断の実施前**に建築営繕課に相談ください。

7 問い合わせ先

大野市産経建設部建築営繕課建築・住宅グループ ☎0779-64-4815
 《HP》<http://www.city.ono.fukui.jp/kurashi/kankyosumai/akiya/akiya-shindan.html>

8 補助手続きの流れ



※1 空き家診断士とは
既存住宅状況調査技術者講習登録規定第2条第5項に規定される既存住宅状況調査技術者で建築基準法第23条第1項の登録を受けた建築士事務所に所属するものです。

※2 宅建協会の補助
仲介する宅地建物取引業者が(公社)福井県宅地建物取引業協会の会員の場合には、市補助とは別に協会から補助が受けれます。(ただし、予算枠に達し次第終了します。詳しくは宅建協会へお問い合わせください。)